

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書の訂正届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2021年6月24日
【会社名】	株式会社ダスキン
【英訳名】	DUSKIN CO., LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役 社長執行役員 山村 輝治
【本店の所在の場所】	大阪府吹田市豊津町1番33号
【電話番号】	06(6387)3411(大代表)
【事務連絡者氏名】	取締役 C F O 宮田 直人
【最寄りの連絡場所】	大阪府吹田市豊津町1番33号
【電話番号】	06(6387)3411(大代表)
【事務連絡者氏名】	取締役 C F O 宮田 直人
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	株式
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当 1,699,818,900円
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

2021年6月24日付で第59期有価証券報告書（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）および臨時報告書を関東財務局長に提出いたしました。また第三者割当の場合の特記事項が変更となりました。これに伴い、2021年6月23日付で提出した有価証券届出書について、当該有価証券報告書及び臨時報告書を参照書類に追加し、これに関連する事項を訂正するため、また直近の有価証券報告書提出日を訂正すべく有価証券届出書の訂正届出書を提出するものであります。

2【訂正事項】

- 第一部 証券情報
 - 第3 第三者割当の場合の特記事項
- 第三部 参照情報
 - 第1 参照書類
 - 第2 参照書類の補完情報

（添付資料の差し替え）

新たな事業年度に係る有価証券報告書を提出したことに伴い、2021年6月23日に提出した有価証券届出書に添付しておりました「事業内容の概要及び主要な経営指標等の推移」を差し替えいたします。

（添付書類の削除）

2020年3月期（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）の連結業績の概要

3【訂正箇所】

訂正箇所は_____線で示しております。

第一部【証券情報】

(訂正前)

第3【第三者割当の場合の特記事項】**1【割当予定先の状況】**

a 割当予定先の概要

名称	三井住友信託銀行株式会社(信託口) (再信託受託者:株式会社日本カストディ銀行(信託口))
本店の所在地	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号
直近の有価証券報告書提出日	(有価証券報告書) 事業年度 第8期(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日) 2020年6月29日 関東財務局長に提出 (半期報告書) 事業年度 第9期中(自 2020年4月1日 至 2020年9月30日) 2020年11月27日 関東財務局長に提出

(訂正後)

第3【第三者割当の場合の特記事項】**1【割当予定先の状況】**

a 割当予定先の概要

名称	三井住友信託銀行株式会社(信託口) (再信託受託者:株式会社日本カストディ銀行(信託口))
本店の所在地	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号
直近の有価証券報告書提出日	(有価証券報告書) 事業年度 第9期(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日) 2021年6月24日 関東財務局長に提出

第三部【参照情報】

(訂正前)

第1【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等金融商品取引法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類をご参照ください。

1【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第58期(自2019年4月1日 至 2020年3月31日) 2020年6月24日関東財務局長に提出

2【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第59期第1四半期(自 2020年4月1日 至 2020年6月30日) 2020年8月11日関東財務局長に提出

事業年度 第59期第2四半期(自 2020年7月1日 至 2020年9月30日) 2020年11月12日関東財務局長に提出

事業年度 第59期第3四半期(自 2020年10月1日 至 2020年12月31日) 2021年2月12日関東財務局長に提出

3【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書提出日(2021年6月23日)までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を2020年6月24日に関東財務局長に提出

4【訂正報告書】

訂正報告書(上記臨時報告書の訂正報告書)を2020年9月30日関東財務局長に提出

訂正報告書(上記有価証券報告書の訂正報告書)を2021年6月23日関東財務局長に提出

第2【参照書類の補完情報】

上記に掲げた参照書類としての有価証券報告書及び四半期報告書(以下、「有価証券報告書等」という。)の提出日以降、本有価証券届出書提出日(2021年6月23日)までの間において、当該有価証券報告書等に記載された「事業等のリスク」について変更その他の事由は生じておりません。

また、当該有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されていますが、本有価証券届出書提出日(2021年6月23日)現在においてもその判断に変更はなく、新たに記載すべき将来に関する事項もありません。

(訂正後)

第1【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等金融商品取引法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類をご参照ください。

1【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第59期(自2020年4月1日 至 2021年3月31日) 2021年6月24日関東財務局長に提出

2【四半期報告書又は半期報告書】

該当事項はありません。

3【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書の訂正届出書提出日(2021年6月24日)までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を2021年6月24日に関東財務局長に提出

4【訂正報告書】

該当事項はありません。

第2【参照書類の補完情報】

上記に掲げた参照書類としての有価証券報告書の提出日以降、本有価証券届出書の訂正届出書の提出日(2021年6月24日)までの間において、当該有価証券報告書に記載された「事業等のリスク」について変更その他の事由は生じておりません。

また、当該有価証券報告書には将来に関する事項が記載されていますが、本有価証券届出書の訂正届出書提出日現在においてもその判断に変更はなく、新たに記載すべき将来に関する事項もありません。